

**2020年度同志社大学大学院司法研究科**  
**前期日程入学試験問題解説**  
**小論文**

以下は、あくまで解答例であり、これと異なる結論や理由づけ・論理展開も当然あり得る。評価の項目については後述する。

問(1) 「官製婚活」とは、国や自治体による結婚支援のことである。官製婚活の当初の目的は少子化対策であった。晩婚化が進み、生涯未婚率が上昇していることが少子化の原因だと見なされ、結婚と出産を促進することが少子化対策になると考えられたことによる。その方法は婚活事業への交付金・補助金の投入であるが、婚活事業は①一対一のお見合い・マッチングシステム、②婚活パーティー、③結婚希望者を対象とする婚活セミナー、④ライフプラン教育という形態で実施されている。その後、人口減少による全国の自治体の消滅の可能性が指摘されたことから、官製婚活は、少子化対策という目的に加えて、地方創生や地域経済の活性化という目的でも進められている。(303字)

問(2) 確かに、少子化対策は急務であり、そのための結婚支援として、官製婚活には一定の有用性がある。しかし、現に行われている婚活事業は費用対効果が悪く、結婚の促進方法として有効とは言えないことが富山県の事例から推測される。また、仮に晩婚化と生涯未婚率の上昇以外にも少子化の原因があつて、結婚しても子どもを設けないという選択をする夫婦が増えているとすれば、単に結婚を促進するだけでは少子化対策として十分であるとは言えず、他の方法も検討する必要がある。さらに、地方自治体の婚活事業への全国的な大手企業の参入が指摘されており、地方経済の活性化につながるとは言えない。また、効果的と思われる事業を全国の自治体で共有して広げていく「横展開」により、全国どこでもよく似た婚活イベントがなされているようだが、これでは地方創生とは言えない。このように、官製婚活は、少子化対策と地方創生・地域経済活性化という目的を達成する手段として有効とは言えない。

ところで、目的達成に有効か否かという点に加えて、官製婚活がもたらす有害な効果についても検証すべきである。著者によれば、現に実施されている婚活事業は個人情報や危機にさらす形で実施されており、その方法には問題がある。また、ライフプラン教育は、判断能力の乏しい未成年者を、結婚・出産に関する負の側面も含めた情報を十分に提供することなく結婚・出産へと促す仕方で実施されており、自己決定権の侵害に当たる可能性がある。

このように、官製婚活は、その目的とする少子化対策と地方創生・地域経済活性化の実現手段としての有効性に問題があるだけでなく、個人情報や危機にさらし、自己決定権を侵害するおそれもあるから、現状の態様でこれを推進すべきではない。推進する場合には、実施方法に問題がないか、上記の観点から検討すべきである。(763字)

問 (1) については、以下のような点を評価の項目として考慮した。

- ・官製婚活とは何かを簡潔に示したうえで、その目的と方法がそれぞれ簡潔・明確に説明されていること。

- ・官製婚活の目的が複数存在することが指摘されていること。

- ・「官製婚活」に対する評価が書かれていないこと（これは問 (2) で答えるべきことであるから、問 (1) で書かれていないことによってプラス評価とした）。

- ・論理が明晰で読みやすいこと。

- ・誤字脱字・文法の誤り・語彙の誤用がないこと。

- ・字数制限を守っていること（制限字数の1割程度の増減まで許容範囲）。

問 (2) については、以下のような点を評価の項目として考慮した。

- ・評価の結論が明確に提示されていること。

- ・評価の理由付けが明確に提示されていること。

- ・「官製婚活」に対する評価として、肯定的な評価をする場合には否定的な見解から想定される反論あるいは否定的な評価、否定的な評価をする場合には肯定的な見解から想定される反論あるいは肯定的な評価について言及し、そうした自説と反対の立場に対してどのような態度をとるのが明示されていること（なお、以上につき、一部の側面につき賛成だが、一部の側面については反対という評価も当然あり得るが、その場合も、自説と異なる立場への目配りができていること）。

- ・複数の観点・要素から評価していること。

- ・理由を述べる際に、課題文からの引用、ないし、課題文から示唆を受けたことが明示されていること（課題文にない論点を挙げたり、課題文とは別の理由付けをしたりしても構わないが、問題には「以下の課題文を読んで」とあるので、課題文をおよそ参考にしない答えは出題の趣旨に沿わない）。

- ・「官製婚活」について、「官製婚活」の課題文中の定義、及び、問 (1) で述べた目的や方法と矛盾なく論じていること。

- ・論理が明晰で読みやすいこと。段落分け等の読みやすくする工夫がなされていること。

- ・誤字脱字・文法の誤り・語彙の誤用がないこと。

- ・字数制限を守っていること（制限字数の1割程度の増減まで許容範囲）